

関係条文等

新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）

第3章 懇話会等

（懇話会等の開催等）

第7条 懇話会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

（1）市民意見の反映や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの意見を必要とするもの

（2）他の行政手段又は既存の懇話会等では、その目的を達成できないもの

2 新たな懇話会等の開催にあたっては、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 既存の懇話会等の見直しにあたっては、第4条の規定を準用する。

（懇話会等の運営等）

第8条 懇話会等の運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

（1）組織としての意思を決定するための手続きは行わないこと。

（2）懇話会等の名称については、「審議会」、「審査会」及び「調査会」を付した名称を用いないこと。

（3）懇話会等の所掌事務については、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「建議する」の表現を用いないこと。

（4）懇話会等の検討結果については、「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告」、「提言」又は「意見」の表現を用いること。

（5）懇話会等の委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。

2 懇話会等の委員の決定及び公募にあたっては、第5条、第6条及び第6条の2の規定を準用することとし、その決定については一般の文書により依頼するものとする。

第4章 会議開催及び情報公開

（会議の公開）

第9条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
 - (2) 新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 附属機関等は、前項の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。
- 3 公開する会議の傍聴方法については、次の各号に定めるところによる。
- (1) あらかじめ十分な傍聴定員を定めるよう努め、当該会議の会場に傍聴席を設置するものとする。
 - (2) 当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めるものとし、傍聴の受付開始時間において既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。
 - (3) 特別な事情がある場合は、前号の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定することができるものとする。
 - (4) 傍聴者には会議次第を配付するとともに、配布資料の作成に多額の費用を要するなど特別な事情ある場合を除き、会議資料を配布するものとする。
 - (5) 傍聴に関する遵守事項等を定めた要領を策定し、会場の秩序維持に努めるものとする。
- 4 公開する会議の周知は、会議開催日の少なくとも2週間前までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載するとともに、原則として会議開催日の3日前までに市報にいがた又は区役所だよりに掲載することにより行うものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。
- (1) 附属機関等の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会議内容
 - (5) 一部非公開の理由
 - (6) 傍聴定員
 - (7) 傍聴申込方法
 - (8) 問い合わせ先

(9) その他必要と思われる事項

(会議の開催等)

第10条 附属機関等の会議を開催するにあたっては、当該附属機関等の設置又は開催目的、所掌事務及び委員構成をふまえ、特に広く市民の参画が必要であると認められるものは、できるだけ休日又は夜間の開催も行うよう努めるものとする。ただし、委員の公募を行わない非公開会議の附属機関等については、この限りではない。

2 会議資料は、会議当日に十分な審議ができるよう、事前に各委員に配布するよう努めるものとする。

(情報公開)

第11条 附属機関の新設又は新たな懇話会等を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

(1) 附属機関等の名称

(2) 設置又は開催の根拠

(3) 所掌事務

(4) 公開又は非公開の別（全部又は一部非公開の場合はその理由）

(5) 所管する課等の名称

(6) その他必要と思われる事項

2 附属機関等の会議を開催したときは、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議速報をホームページに掲載するものとする。

3 附属機関等の会議を公開して開催したときは、会議終了後次に掲げる事項を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

(1) 会議録又は会議概要

(2) 会議資料

第5章 補則

(その他)

第12条 この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

新潟市情報公開条例（抜粋）

（実施機関の公開義務）

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつた場合は、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)が含まれているときを除き、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例の規定により公にすることができない情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により何人でも閲覧できるとされている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報及び慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名(当該公務員の利益を不当に侵害するおそれがある情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開制度運営審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するものを除く。)

オ 市の機関が実施する事務事業であつて予算執行を伴うものに係る情報のうち、公益上公にすることが必要であり、かつ、公にしても個人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められる情報であつて、実施機関があらかじめ新潟市情報公開制度運営審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該当するもの

- (3) 法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて, 公にしないと条件で任意に提供された情報であつて, 当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公にすることにより, 個人の生命, 身体及び財産の保護並びに犯罪の予防その他の公共安全並びに秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報
- (5) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等(国又は他の公共団体をいう。以下この項において同じ。)の機関における審議, 調査, 検討等に関して作成し, 又は取得した情報であつて, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ, 市民その他のものに不当に混乱を生じさせ, 又は特定のものに不当に利益を与え, 若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (6) 市の機関又は国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 次に掲げるおそれがあるもの
- ア 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 市, 国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業, 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し, その経営上の正当な利益を害するおそれ
 - カ その他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（平一二法一一一・追加、平二三法三五・平二三法一〇五・一部改正）